

プラハ日本人学校規則

- 第1条 (認可名称) この学校は『JAPONSKA SKOLA V PRAZE』と呼称し、所在地を Skuteckeho 1388, PRAHA 6- Repy, CR に置き、日本名を『プラハ日本人学校』という。
- 第2条 (設置の目的) この学校はチェコ共和国国内に在住する日本人子女に対して、日本語による教育を授け、推進することを目的としてチェコ日本人会によって設置されたものである。
- 第3条 (ステータス) この学校は在チェコ共和国日本国大使館付属プラハ日本人学校である。
- 第4条 (教育の目的) この学校は、日本の教育関係法規の精神に則り、児童・生徒の全人的人格の形成と豊かな心情を培い、知性及び心身の健全な育成を目指し、また深い国際理解をもち日本国の繁栄と世界の平和の増進のために役立つ日本人を育成する教育を目標とする。
- 第5条 (修業年限) この学校で実施する小学校教育の修業年限は6年とする。中学校の修業年限は3年とする。
- 第6条 (就学) この学校で就学できる者は、チェコ共和国に在住するチェコ日本人会会員であり、かつこの学校の実施する教育を希望する子女であって、小学校にあっては、満6才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満12才に達した日の属する学年の終わりまでとし、中学校にあっては、小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから満15才に達した日の属する学年の終わりまでとする。
- 特別の事由があつて、校長が必要と認めた場合には、前項の既定にかかわらず、児童生徒の就学を許可することができる。
- 第7条 (教育課程) この学校は、文部科学省の定める学習指導要領に基づいて、各教科・道徳・外国語活動・特別活動・総合的な学習の時間を含めた全領域の学習指導を行うための教育課程を編制し、校長が定めた後実施する。
- 第8条 (学年) 学年は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第9条 (学期) 学年を次の3学期に分ける。
- | | | |
|------|--------|----------|
| 第1学期 | 4月1日から | 7月31日まで |
| 第2学期 | 8月1日から | 12月31日まで |
| 第3学期 | 1月1日から | 3月31日まで |
- 第10条 (休業日) 授業を行わない日を次のように定める。
- 1 土曜日、日曜日
 - 2 日本国の祝日とチェコの祝祭日のうち、学校が定める祝祭日
 - 3 学年末及び学年始の休業
 - 4 夏期休業
 - 5 冬期休業
 - 6 特別の事由により校長が必要と認めた日
- 第11条 (入学編入学) 児童・生徒の入学は、その保護者の申し出によって校長が受け付け処理する。日本人学校以外に籍を持つ児童・生徒に対して試験を行い、入学・編入学を決定することもある。
- 第12条 (退学) この学校の児童・生徒が日本国内の義務教育学校に編入学する場合、日本国教育法施行規則第12条に定められている書類を、1か月以内に送付しなければならない。他の学校に編入学した場合は、編入学先学校から請求のあった時に限って送付する。
- 第13条 (出席停止) 校長は次の事項に該当すると認めた場合、児童・生徒の保護者に対して、児童・生徒の出席停止を命じることができる。
- 1 児童・生徒が伝染病にかかっている疑いがある時。
 - 2 教育上、他の児童・生徒に妨げがある時。
- 第14条 (保護者) 保護者は児童・生徒の教育について学校と常に協力する義務を負う。また保護者及び児童・生徒の身分・住所・その他の異動変更のあった時、児童・生徒の身分に異常のあった時は速やかに校長に届けなければならない。
- 第15条 (指導要録) 校長は児童・生徒の指導要録を作成しなければならない。
- 第16条 (卒業証書) 校長は児童・生徒が小学校又は中学校の最終学年の課程を修了したときは、それぞれの全課程を修了したものと認定し、卒業証書を授与しなければならない。

- 第 17 条 (運営委員会) この学校の管理運営にあたるために、学校運営委員会をおく。学校運営委員会の規程は別に定める。
- 第 18 条 (職員) この学校に必要なに応じて次の職員をおくことができる。
 教員 (派遣教員、現地採用教員、現地採用常勤講師、現地採用非常勤講師)
 職員 (事務員・用務員) (派遣教員は指定された任期、他の教員・講師・職員は 1 か年契約である。)
- 第 19 条 (校長及び教頭) 校長及び教頭は文部科学大臣の委嘱にもとづき運営委員会により任命される。教務主任は、校長が任命する。
- 第 20 条 (教職員の職務) 教職員の基本的職務を次に定める。
 1 校長は学校を代表し、運営委員会の決定に基づく校務を掌り、教職員を管理し監督する。また、学校経営について責任を負う。
 2 教頭は、校長を補佐し、校務を整理し、必要に応じて児童・生徒の教育をつかさどる。
 3 教務主任は校長の監督を受け、教育計画の立案、その他の教務に関する事項について、連絡調整及び指導助言にあたる。
 4 教員は教育課程に基づいて、児童・生徒の学習指導・生徒指導・保健管理にあたり、校長の指示による事務作業を行う。
 5 事務員は学校経理等の事務処理を行い、用務員は、児童・生徒の保護、校舎内外の清掃及び教員に指示された用務にあたる。
- 第 21 条 (教職員の服務) 教職員の服務については別に定める。
- 第 22 条 (給与等) 教職員の給与及び旅費については別に定める。
- 第 23 条 (財務) この学校の財源は、日本国国庫補助金、入学金、授業料、日本人会拠出金、寄付金、その他をもって充てる。
- 第 24 条 (会計年度) この学校の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。
- 第 25 条 (授業料等) この学校の入学金・授業料等については別に定める。
- 第 26 条 (財務規定) 財務規則は別に定める。
- 第 27 条 (施設の目的外使用) 施設の目的外使用については別に定める。
- 第 28 条 (賞罰) 児童・生徒に優れた行動があった場合は、これを賞揚する。
 第 18 条にいう教員が児童・生徒に懲戒を加えるにあたっては、それぞれ心身の発達に応じる等、教育上の配慮をしなければならない。体罰を加えてはならない。教員以外の者が懲戒を加えてはならない。
- 第 29 条 (不正利得の禁止) この学校の教職員は、いかなる理由によっても正当の報酬以外の利得を要求することはできない。保護者・業者・その他からの金品の贈与は受けてはならない。
- 第 31 条 (教科書・図書) 児童・生徒の使用する教科書は、日本国文部科学省において検定されたものを校長の責任で採用する。その他の教科用図書及び教材類については、児童・生徒の発達・学習内容・教科の進度等を勘案し、校長に届け出て使用する。
- 第 32 条 (規則の改廃) この規則の改廃については、運営委員会の議決によってのみ行われる。
- 第 33 条 (施行年月日) この規則は昭和 55 年 4 月 28 日より施行する。
 (付則) 平成 3 年 4 月 26 日一部改正
 平成 8 年 1 月 1 日住所変更
 平成 12 年 4 月 1 日第 7 条 教育課程「総合的な学習の時間」追加
 平成 16 年 8 月 13 日住所変更
 平成 17 年 4 月 1 日一部改正
 平成 20 年 4 月 1 日一部改正
 平成 21 年 4 月 1 日一部改正
 平成 23 年 12 月 14 日一部改正 第 1 条及び第 3 条
 平成 26 年 9 月 9 日一部改正
 平成 27 年 12 月 1 日一部改正 第 2 条及び第 6 条